

# 土地の取引や開発等には、 届出や協議が必要な場合があります



～適正な土地の利用や管理のため、みなさんのご理解・ご協力をお願いします～

## 『土地の取引など』

4月1日から、「土地売買等届出書」、「森林の土地の所有者届出書」の様式が新しくなりました。  
国籍に関する事項など届出書に記載する内容に変更がありますので、市や岐阜県のホームページから最新の様式を取得して届出を行うようお願いいたします。

### ◇大規模な土地取引

区 域	法定面積	内 容	担当課
都市計画区域内	5,000㎡以上	土地権利取得者は、契約締結日から14日以内に「土地売買等届出書」の提出が必要	市長公室企画政策課 67-1844
都市計画区域外	10,000㎡以上		

### ◇森林の土地の取得

区 域	法定面積	内 容	担当課
地域森林計画	面積指定なし (※)	新たに土地の所有者となってから90日以内に「森林の土地の所有者届出書」の提出が必要 (相続等を含む)	産業観光部林務課 67-2121

※国土利用計画法に基づく「土地売買等届出書」を提出する場合は不要

### ◇農地売買・農地転用

区 域	内 容	担当課
農地の売買・賃借	農地法に基づき農業委員会の許可が必要	産業観光部 農水畜産課 67-1835
農地を農地以外の土地にする (農地転用)	農地法に基づき市の許可が必要	

## 『開 発 行 為』

無秩序な開発を防ぐとともに適正な土地利用の推進を図るため、法律、県規則、市条例によって、これらに該当する開発には規制が設けられており、届出、協議などが必要です

面 積	内 容	担当課
1,000㎡以上	市条例に基づき市との「自然環境保護協定」の締結が必要	市民生活部生活環境課 67-1833
3,000㎡以上	都市計画法に基づき県の許可が必要（都市計画区域内） 市条例に基づき景観に関する届出が必要（市内全域）	建設水道部都市住宅課 67-1814
5,000㎡超 (地域森林計画区域内)	森林法に基づき県の許可が必要 ※太陽光発電設備を設置する場合	産業観光部林務課 67-2121
10,000㎡以上	県規則に基づき県と協議が必要 都市計画法に基づき県の許可が必要	建設水道部都市住宅課 67-1814
10,000㎡超 (地域森林計画区域内)	森林法に基づき県の許可が必要	産業観光部林務課 67-2121

詳しくは、市または岐阜県のホームページをご覧ください。